

第 4 回まちづくり基本条例市民学習会質問票への回答について

回答者	質問内容
行政	<p>Q 各自治会とまちづくり協議会の役割等の区別を燕市としては今後どうされていきますか？（役員等が同じ方になり仕事等がたいへんである）</p> <p>A まちづくり協議会は、自治会を中心に地域で活動する P T A や老人クラブ、婦人会などの各種団体が連携し、さらに行政との協働によって、防災や防犯、環境、福祉、教育などさまざまな公共的課題を解決することが可能になると期待される。</p> <p>よって、まちづくり協議会の立ち上げにおいては、自治会の理解と協力が必要であるとのことから自治会長を中心に進めたが、約 3 年経った現在でも自治会長および自治会役員に集中するような体制が続いているのではないかとと思われる。</p> <p>まちづくり協議会の活動については、「活動が地域住民に浸透していない。」「役員の担い手がない。」などの声も聞かれるが、「自分の住む地域を住みやすくしたい」と地域住民の皆さんが思っていることであるので、各協議会において役員の役割分担に配慮しながら活動しやすい体制を整えていただきたい。市としても、そのような相談事項をはじめとしてきめ細かな人的支援ができるよう取り組んでいきたいと考えている。</p>
行政	<p>Q 副市長も話された「アメリカ人になりたい日本人」「東京人になりたい地方人」。これは今に始まった事ではなく、昔から若者を中心としてあるものである。私もそうであり皆さんもそうなのではないでしょうか？それは否めないこととして若者がふるさと燕のために何かしようと思わせるには、どうすれば良いと思われませんか？年代の違いがある中の譲歩すべき点もあると思えます。若い方にこびるのはどうかと思いますが、若者二次世代なくして将来がないわけですから若者に視点、重点をおいたまちづくりも大事なのではと思うところです。</p> <p>A ご質問のとおり、将来の燕市を担う若者、いわゆる次世代には大きな期待が寄せられています。市では、総合計画で重点的に推進すべき施策を重点プロジェクトと位置付け、その中で「まちを担う人財育成プロジェクト」を定めています。若者が地域への愛着と誇りを持つことで、燕市を発展・進化させる力となると思います。そのためには、「人」の育成に取り組むことが必要です。同様に、市民の一体感の醸成や健康で安心なまちづくり、地域の魅力や特性づくりで豊かなまちの創造などを位置付けていますが、これらの施策を重点的に行っていくことが必要であると考えます。</p>
行政	<p>Q まちづくり協議会の補助金は今後どうなるか教えてください。設立する時点では 3 年間と言われましたが、この先どの様な考え方をしたら良いかお聞きします。</p> <p>A まちづくり協議会への財政支援については、合併協議により当初平成 20 年度まで各協議会に一律 200 万円を限度額として補助金を交付する予定であったが、一律の限度額は不平等であるとの指摘を受け、協議の結果 20 年度までは世帯数の規模に応じて均等割 100 万円と階層別の世帯割を合わせたの限度額となった。</p> <p>また、「燕市補助金等検討委員会」の提言などから、まちづくり協議会でも 10 月から 4 回にわたって補助金の使途および来年度以降の補助金のあり方について検討を重ねてきた。結果として「活動経費について 100% 補助金を充てるのではなく、受益者負担を基本とすること。」「自主財源を情報交換しながら模索していくこと。」などを理解いただき、来年度の補助金の方向性について一応の決定をみた。</p> <p>行政として市民との協働のまちづくりを推進していかなければならないとともに、一方財政状況が厳しいことも事実である。今後も、その時点での財政状況をみながらの財政支援になると思われる。今後は、さらに地域での自発的な取り組みを誘発する意味での効果的な支援策やまちづくり協議会への財政支援はどのようにあるべきかを協議会との信頼関係を構築しながら検討するとともに、各協議会においては事情を理解いただきながら活動いただきたい。</p>

回答者	質問内容
馬場先生、 行政	<p>Q 先生から基本条例の仕組みは第1回、2回の学習会のお話では自分なりに理解したつもりですが、最終的に第8回が終わった時点では、事務局では各自治会に何を望むのか。</p> <p>A 今後のスケジュールにつきまして、学習会の最初にお示しいたしましたとおり、今年度を学習の年度と位置付け学習会を開催しています。その後、平成21年度と平成22年度を具体的な検討の年度と位置付け、来年4月以降に市民公募を行い、公募委員や職員委員で組織する「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置する予定です。ご質問についてですが、自治会に限ってということではなく、現在開催している学習会に参加されている皆さんから「まちづくり基本条例市民検討会議」にも是非ご参加いただき、一緒にまちづくり基本条例を築き上げていきたいというのが事務局の気持ちです。</p>
馬場先生、 行政	<p>Q まちづくり基本条例の制定について、行政として基本的な考え方をお聞きしたい。自治会との協働を基本的に条例に位置付けるのか又地方公共団体との協働関係を条例に位置付けている先進地の事例を聞かせてください。法人改正に伴い今後自治法を基本として法人化ができることが政策案として明記されているか、行政としての考え方は？</p> <p>A まちづくり基本条例の制定に関し、行政としての基本的な考え方は、市民の皆さんに何かをしてほしいということではなく、行政や市民の関係性を構築したいということです。結果的に手続を定めることによって、議論をした上で市民の皆さんにやってもらうことが出てくるかもしれませんが、行政が引き取ることもあるかもしれません。そうした議論ができる場というものを設定することがまちづくり基本条例の役割であると考えます。地域の公共的課題を解決していく上でのそれぞれの役割や責務を考え、その枠組みを作るのがまちづくり基本条例であると思います。</p> <p>また自治会との協働を条例に位置付けるかについては、行政側のみの意向ではなく、市民の皆さんと検討、議論した上で、判断していかなければなりません。先進地の事例では、個別に自治会を協働の対象と位置付けるのではなく、コミュニティとして広くとらえて、その役割を定めている自治体が多いと思います。また、市民の範囲に含めることで市民と同様の役割と位置付けている自治体もあります。</p> <p>法人改正に伴う法人化の政策案についてのご質問ですが、自治会の法人化ということであれば、法人化には一定の要件がありそれぞれの自治会で必要に応じて法人化すべきもので、施策として法人化を進めるものではありません。</p>
馬場先生	<p>Q 行政の行う政策の実践、この経費は税金。この関係は一体でありこれなくしては成立しない。この中にありさらに各自治会には各種募金などの市民からの金集め（税金のような）が実に多いのです。この金集めは行政との一体部分が多いことを含め、このような活動をどのようにとらえるべきか知りたい。</p> <p>A 個人的な意見としては、この件については行政が関わるべきではないだろうと思います。歴史的経緯ですとやってきているということもあると思います。今まで行ってきたけれど、これからも続けていくかどうかについては議論をする必要があると考えています。では、議論をする場があるのかと言われると、必ずしもそういう議論する場というものが、今のところは設定されていない。とすれば、そういう議論する場を設定していくことが重要ではないかと考えています。</p>